

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その211：「警戒レベル」の変更）（6月27日発表）

• 2022/06/29 水 10:11

【ポイント】

●6月27日、フィリピン政府は、7月6日から15日までのそれぞれの地域のCOVID-19対応のための警戒レベルを以下のとおり変更することを発表しました。

【本文】

1 6月27日、フィリピン政府は、7月1日から7月15日までのそれぞれの地域のCOVID-19対応のための警戒レベルを以下のとおり変更することを発表しました。

(1) 「警戒レベル1」を課す地域

【ルソン地方】

・ マニラ首都圏（NCR）：カロオカン市（Caloocan City）、マラボン市（City of Malabon）、ナビタス市（City of Navotas）、バレンズエラ市（City of Valenzuela）、パテロス（Pateros）、パシグ市（City of Pasig）、マリキナ市（City of Marikina）、タギッグ市（Taguig City）、ケソン市（Quezon City）、マニラ市（City of Manila）、マカティ市（City of Makati）、マンダルーヨン市（City of Mandaluyong）、サン・フアン市（City of San Juan）、ムンティンルパ市（City of Muntinlupa）、パラニャーケ市（City of Paranaque）、ラス・ピニャス市（City of Las Pinas）、パサイ市（Pasay City）

・ コルディリエラ行政地域（CAR）：アブラ州、アパヤオ州、バギオ市、カリంగా州、マウンテン州

・ 地域1（イロコス地域）：ダグパン市、北イロコス州、南イロコス州、ラ・ウニョン州、パンガシナン州

・ 地域2（カガヤンバレー地域）：バタネス州、カガヤン州、サンティアゴ市、イザベラ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州、キリノ州

・ 地域3（中部ルソン地域）：アンヘレス市、アウロラ州、バターン州、ブラカン州、ヌエヴァ・エジハ州、オロンガポ市、パンパンガ州、タルラック州、サンバレス州

・ 地域4A（カラバルソン地域）：バタンガス州、カヴィテ州、ラグナ州、ルセナ市、リサール州

・ 地域4B（ミマロパ地域）：マリンドウク州、オリエンタル・ミンドロ州、プエルト・プリンセサ市、ロンブロン州

・ 地域5（ビコル地域）：アルバイ州、カタンドゥアネス州、ナガ市、ソルソゴン州

【ビサヤ地方】

・ 地域6（西ビサヤ地域）：アクラン州、バコロド市、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、イロイロ市

・ 地域7（中部ビサヤ地域）：セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、シキホール州

・ 地域8（東ビサヤ地域）：ビリラン州、東サマール、オルモック市、南レイテ州、タクロバン市

【ミンダナオ地方】

・ 地域9（サンボアンガ半島地域）：サンボアンガ市

・ 地域10（北ミンダナオ地域）：ブキドノン州、カガヤン・デ・オロ市、カミギン州、イリガン市、西ミサミス州、東ミサミス州

・ 地域11（ダバオ地域）：ダバオ市、東ダバオ州

・ 地域12（ソクサージェン地域）：南コタバト州

・ 地域13（カラガ地域）：ブトゥアン市、南スリガオ州、北アグサン州、南アグサン州

・バンサモロ自治地域 (BARMM) : コタバト市

(2) 「警戒レベル 1」を課す地方自治政府

【ルソン地方】

ア コルディリエラ行政地域 (CAR) :

- (i) ベンゲット州 : ブギアス (Buguias)、タブレイ (Tablay)、
- (ii) イフガオ州 : キアンガン (Kiangán)、ラガウエ (Lagawe)、ラマツト (Lamut)

イ 地域 4A (カラバルソン地域) :

- (i) ケソン州 : アティモナン (Atimonan)、カンデラリア (Candelaria)、タヤバス市 (City of Tayabas)、ドロレス (Dolores)、ルクバン (Lucban)、マウーバン (Mauban)、パグビラオ (Pagbilao)、プラリデル (Plaridel)、ポリリロ (Polillo)、ケソン (Quezon)、サンパロック (Sampaloc)、サン・アントニオ (San Antonio)、ティアオン (Tiaong)、ウニサン (Unisan)

ウ 地域 4B (ミマロパ地域) :

- (i) オクシデンタル・ミンドロ州 : カリントアン (Calintaan)、ロオク (Looc)、ルバン (Lubang)、リザール (Rizal)
- (ii) パラワン州 : カガヤンシーリヨ (Cagayancillo)、クリオン (Culion)

エ 地域 5 (ビコル地域) :

- (i) 北カマリネス州 : バスド (Basud)、カパロンガ (Capalonga)、ダエト (Daet)、サン・ビンセンテ (San Vicente)、タリサイ (Talisay)
- (ii) 南カマリネス州 : ボンボン (Bambon)、カブサオ (Cabusao)、カマリガン (Camaligan)、カラモアン (Caramoan)、ゴア (Goa)、イリガ市 (Iriga City)、パンプローナ (Pampuna)、ピリ (Pili)、プレゼンタシオン (Presentacion)、サン・フェルナンド (San Fernando)、ティガオン (Tigaon)
- (iii) マスバテ州 : バルド (Balud)、マスバテ市 (City of Masbate)、マンダオン (Mandaon)

【ビサヤ地方】

ア 地域 6 (西ビサヤ地域) :

- (i) アンティーケ州 : アニニイ (Anini-y)、サン・ホセ (San Jose)、セバステ (Sebaste)、トビラス・フォルニエ (Tobias Fornier)
- (ii) 西ネグロス州 : カディス市 (Cadiz City)、カンドニ (Candoni)、タリサイ市 (City of Talisay)、ヴィクトリアス市 (City of Victorias)、エンリケ・B. マガロナ (Enrique B. Magalona)、ラ・カルロタ市 (La Carlota City)、ポンテベドラ (Pontevedra)、プルパンダン (Pulupandan)、サガイ市 (Sagay City)、サン・エンリケ (San Enrique)、バリヤドリッド (Valladolid)

イ 地域 7 (中部ビサヤ地域) :

- (i) ボホール州 : バトゥアン (Batuan)、カラペ (Calape)、コレリア (Corella)、ディミアオ (Dimiao)、ドウエロ (Duro)、ガルシア・ヘルナンデス (Garcia Hernandez)、ハグナ (Jagna)、リラ (Lila)、ロアイ (Loay)、ロボック (Loboc)、マリボホック (Maribojoc)、サン・イシドロ (San Isidro)、サン・ミゲル (San Miguel)、セビリア (Sevilla)、シカトウナ (Sikatuna)、タグビララン市 (Tagbilaran City)
- (ii) セブ州 : アルコイ (Alcoy)、ボルボン (Borbon)、タリサイ市 (City of Talisay)、オスロブ (Oslob)、ピラル (Pilar)、サンタンデル (Santander)、トゥデラ (Tudela)
- (iii) 東ネグロス州 : アムラン (Amlan)、バコン (Bacong)、ダウイン (Dauin)、ドゥマゲテ市 (Dumaguete City)、バレンシア (Valencia)、ザンボアングタ (Zamboanguita)

ウ 地域 8 (東ビサヤ地域) :

(i) レイテ州 : アルブエラ (Albuera)、バイバイ市 (City of Baybay)、デュラグ (Dulag)、ハビエル (Javier)、ラ・パス (La Paz)、マタグ-オブ (Matag-Ob)、マタロム (Matalom)、パロ (Palo)、トゥンガ (Tunga)、ヴィリアバ (Villaba)

(ii) 北サマール州 : アレン (Allen)、カプル (Capul)、ラピニグ (Lapinig)、ラベザレス (Lavezares)、サン・アントニオ (San Antonio)、サン・ホセ (San Jose)、ビクトリア (Victoria)

(iii) サマール州 : マラブト (Marabut)、パグサンハン (Pagsanghan)、パラナス (Paranas)、タランナン (Tarangnan)、ズマラガ (Zumarraga)

【ミンダナオ地方】

ア 地域 9 (サンボアング半島地域) :

(i) 北サンボアング州 : ダピタン市 (Dapitan City)、ディポログ市 (Dipolog City)、ホセ・ダルマン (Jose Dalman)、ラバソン (Labason)、マヌカン (Manukan)、ピニャン (Pinan)、ポランコ (Polanco)、リザール (Rizal)、サルグ (Salug)

(ii) 南サンボアング州 : クマララン (Kumalarang)、ランバンガン (Lambangan)、ラプヤン (Lapuyan)、マハヤグ (Mahayag)、モラベ (Molave)、ラモン・マグサイサイ (Ramon Magsaysay)

(iii) サンボアング・シブガイ州 : アリシア (Alicia)、ブウグ (Buuug)、ディプラハン (Diplahan)、イピル (Ipil)、シアイ (Siay)、トゥンガワン (Tungawan)

イ 地域 10 (北ミンダナオ地域) :

北ラナオ州 : バコロド (Bacolod)、バロイ (Baroy)、カウスワガン (Kauswagan)、ララ (Lala)、リナモン (Linamon)、トゥボッド (Tubod)

ウ 地域 11 (ダバオ地域) :

(i) ダバオ・デ・オロ州 : マワブ (Mawab)、モンテヴィスタ (Montevista)、ナブントウラン (Nabunturan)、ニュー・バタアン (New Bataan)

(ii) 南ダバオ州 : パダダ (Padada)

エ 地域 12 (ソクサージェン地域) :

(i) コタバト州 : アンティパス (Antipas)、アラカン (Arakan)、キダパワン市 (City of Kidapawan)、プレジデント・ロハス (President Roxas)

(ii) スルタン・クダラット州 : タコロン市 (City of Tacurong)、カラマンシグ (Kalamansig)、リバク (Lebak)

オ 地域 13 (カラガ地域) :

(i) ディナガット・アイランズ州 : カグディアナオ (Cagdianao)、ディナガット (Dinagat)、リブホ (Libjo)、ロレート (Loreto)、トゥバホン (Tubajon)

(iv) 北スリガオ州 : クラヴェ (Claver)、ダパ (Dapa)、ジェネラル・ルナ (General Luna)、マイニット (Mainit)、タガナ-アン (Tagana-An)

カ バンサモロ自治地域 (BARMM) :

(i) 南ラナオ州 : ブンバラン (Bumbaran)、ディサアン・ラマイン (Dissaan-Ramain)、ワオ (Wao)

(ii) マギンダナオ州 : 南ウピ (South Upi)、ウピ (Upi)

(iii) タウイタウイ州 : タートル・アイランズ (Turtle Islands)

(3) 「警戒レベル2」を課す地域

【ルソン地方】

- ・ コルディリエラ行政地域 (CAR) : ベンゲット州、イフガオ州
- ・ 地域 4A (カラバルソン地域) : ケソン州
- ・ 地域 4B (ミマロパ地域) : オクシデンタル・ミンドロ州、パラワン州
- ・ 地域 5 (ピコル地域) : 北カマリネス州、南カマリネス州、マスバテ州

【ビサヤ地方】

- ・ 地域 6 (西ビサヤ地域) : アンティーケ州、西ネグロス州
- ・ 地域 7 (中部ビサヤ地域) : ボホール州、セブ州、東ネグロス州
- ・ 地域 8 (東ビサヤ地域) : レイテ州、北サマール州、サマール州

【ミンダナオ地方】

- ・ 地域 9 (サンボアング半島地域) : イサベラ市、北サンボアング州、南サンボアング州、サンボアング・シブガイ州
- ・ 地域 10 (北ミンダナオ地域) : 北ラナオ州
- ・ 地域 11 (ダバオ地域) : ダバオ・デ・オロ州、北ダバオ州、南ダバオ州、西ダバオ州
- ・ 地域 12 (ソクサージェン地域) : コタバト州、ジェネラル・サントス市、サランガニ州、スルタン・クダラット州
- ・ 地域 13 (カラガ地域) : ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州
- ・ バンサモロ自治地域 (BARMM) : バシラン州、南ラナオ州、マギンダナオ州、スールー州、タウィタウィ州

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース (IATF) (決議第 169-A 号 : 警戒レベルの変更)
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/06jun/20220627-IATF-RESO-169A-RRD.pdf>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ (フィリピン国政府の発表・関連情報等 (フィリピンへの入国を予定の方へ))
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

この情報は、在留届、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録、または当館メールマガジンに登録をお願いします。

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届 (3 か月以上の滞在) の届出、又はたびレジ (3 か月未満の滞在) の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>)

メールマガジン登録 (<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/ph.html>)

(問い合わせ窓口)

○ 在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○ 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321 / 7322

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○ 在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html